

伊達市高校生等



通学費補助事業

高校生等の通学定期券代について、一定額を超える購入費用の一部を補助します。

対象者

伊達市に住所を有し、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校にバス及び鉄道の定期券を購入して通学する生徒の保護者

※ 高等専門学校の場合、第1学年から第3学年までが対象となります。大学生は対象外です。

補助の内容

定期券の使用開始期間が令和8年4月以降で、次の金額を超えた額を補助

1か月定期券：15,000円を超えた額
(補助上限額 14,000円)

3か月定期券：43,000円を超えた額
(補助上限額 39,000円)

6か月定期券：82,000円を超えた額
(補助上限額 72,000円)

定期券

1か月定期券が16,000円の場合 定期代16,000円 - 15,000円 = 1,000円の補助

1か月定期券が29,500円の場合 定期代29,500円 - 15,000円 = 14,500円
補助上限額が14,000円のため、14,000円の補助

申請の方法

次の書類を定期券の使用期限が終了した日の月から3か月後の末日まで（使用期限が2月及び3月で終了した場合には4月末まで）に申請してください。

- ① 伊達市高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※申請者の印鑑を持参してください。（シャチハタ不可）
- ② 使用期限が過ぎた定期券の写し
※ICカード定期券の場合は次の定期券が印字される前に写しを取ってください。
定期券に区間・期間・金額の記載がない場合は、併せて領収書等の写し
- ③ 在学証明書または学生証の写し（各年度初回申請時のみ提出）
- ④ 申請者名義の振込金融機関の通帳の写し（初回申請時・振込先変更時のみ提出）

提出先

教育委員会教育総務課または各総合支所担当窓口（保原を除く）へ提出してください。

※裏面もご覧ください

【 注 意 点 】

- 1 複数の定期券使用の場合、合算可能ですが期間が異なる場合は同一期間のみ補助となります。
- 2 回数券は補助対象となりません。
- 3 きょうだいの定期券代を合算して申請はできません。
- 4 福島交通ICカードのデポジット代500円は補助となりません。
- 5 日割りで購入できる定期券の場合、1か月単位の額のみを対象とします。
- 6 他の通学費支援を受けている場合、補助対象となりません。

よくある質問

Q1 補助金は申請からどのくらいで振り込まれますか？

- 交付月は5・8・11・2月です。
- 交付月の5日までに受付した申請を下旬に振り込みます。

(例) 5月5日に申請書提出→5月下旬に振込
5月6日に申請書提出→8月下旬に振込

Q2 2か月の定期券は補助対象になりますか？

- 2か月の定期代が1か月分の補助ラインである15,000円×2か月=30,000円を超えれば超えた額が補助されます。
- 2か月と10日といった定期券を購入した場合、10日の部分は補助になりません。

Q3 片道定期券は補助対象になりますか？

- 補助金額は片道・往復にかかわらず、規定の額を超えた額の補助になります。

Q4 バスと電車を使って登校しますが、合算することはできますか？

- できます。同じ期間の定期券であれば、合算した額が規定の額を超えれば申請できます。

Q5 申請はいつしたらいいですか？

- 定期券の使用期限が終了した日の月から3か月後の末日までに申請してください。ICカードの定期券の場合、次の定期券が印字される前に写しをとってください。
- 申請期限内であれば、まとめて申請が可能です。

詳しい申請方法等につきましては、右記のQRコードから市ホームページをご確認ください。

